

平成26年11月27日
 三重県
 総務部 財政課
 連絡先 059-224-2216

平成26年度12月補正予算（その3）について

今回の補正予算は、県議会議員の期末手当の改定や県立学校の運動場において発生した事故の損害賠償に係る和解に伴い、必要となる経費について所要の措置を講じるものです。

【12月補正(その3)後の予算規模】

(単位:千円、%)

	25年度最終 補正後予算 額 ①	26年度補正 前の額 ②	12月補正額 (その3)	補正後累計 ③	伸び率	
					③/①	③/②
一般会計	709,723,599	690,833,095	13,160	690,846,255	▲ 2.7	0.0
特別会計	180,132,452	154,361,080	—	154,361,080	▲14.3	0.0
企業会計	37,914,050	50,137,364	—	50,137,364	32.2	0.0
合計	927,770,101	895,331,539	13,160	895,344,699	▲3.5	0.0

I 一般会計の内容

13,160千円

1 歳入

(1) 基金繰入金

9,835千円

基金繰入金について、財政調整基金で9,835千円を増額補正する。

(2) 諸収入

3,325千円

諸収入について、雑入（都道府県立学校管理者賠償責任保険）で3,325千円を増額補正する。

2 歳出

(1) 議員報酬等

7,517千円

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、県議会議員の期末手当を増額する。

(2) 学校保健安全事業費

5,643千円

平成23年8月26日に県立桑名高等学校の運動場において発生した事故について、損害賠償に係る和解に伴い賠償金及び弁護士報酬を支払う。